

陳 情 第 5 6 号	令 7. 7. 3 受 理
(件 名) 吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土の無許可盛土の撤去及び風致地区内行為許可書の取消し等について	
(陳情の要旨) 標記の件で市民相談センター、土地利用調整課及び都市計画課に2017年以降相談し、「わたしの提言」も11回提出しているが、何ら進捗もなく足踏み状態が続いている。 本件は、事業者Aが市道の擁壁を破壊したことにより道路から農地に土砂や水が流入したこと、また、吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土について鹿児島市の許可を受けずに盛土をしたことから発生したものである。なお、盛土の20～30メートル上流には世界文化遺産である寺山炭窯跡がある。 上記内容を市民相談センターに相談したところ、弁護士に依頼するよう言われ弁護士に依頼。弁護士から聞き取りがあり、話が不自然（連絡の都度、行政職員が盛土の現場に来るはずがない）であることから、文書を取らないと委任契約は締結しないと言われ、土地利用調整課に「農地の損壊について（ご依頼）」という件名で文書を提出した。 平成30年4月20日付で吉野支所総務市民課から「土地の管理は、土地所有者において行うことが基本であるため、隣接する民有地間の土砂流出等の問題については、当事者間で解決していただく必要があると考えております。」との文書が届き、鹿児島地方裁判所において事業者Aを相手方として調停を開始した。 弁護士が調べた結果、鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「本条例」）に抵触していることが分かり、土地利用調整課に再三にわたり確認したが、「土地基本法によると、土地の管理は土地所有者において行うことが基本である」との一点張りであり、現在も同課は言い張っている。 ついては、下記内容を御理解いただき、無許可盛土の撤去及び不正に交付した風致地区内行為許可書の取消し等を行っていただくよう陳情する。 記 1. 平成30年4月20日付の吉野支所総務市民課からの回答文書について	

虚偽公文書の行使である。本条例第10条によると、「次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。」とあり、同条第1号の「第2条第1項の規定に違反した者」に該当している。よって、本件は行政罰の秩序罰に当たり、原則として地方公共団体の長が科すもので、鹿児島市がなすべきことである。

2. 盛土の場所

鹿児島市吉野町10797-3番地（寺山炭窯跡から20～30メートル下流）

3. 農地に土砂や水が流れ込んできた原因について

- (1) 2010年頃、隣家2棟が取り壊された後、事業者Aが盛土を始めた。盛土が始まると同時に土地利用調整課を私の弟が訪問し、土砂搬入と盛土について説明したが、何も対応せず放置（同課職員に聞いたところ、「以前の担当職員は本件については知らないと言っている」との説明あり）。
- (2) 事業者Aが吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土を搬入・搬出するため、市道の擁壁を2015年頃（水や土砂が農地に流入し始めた時期）、7メートルにわたり破壊。
- (3) 事業者Aとその傘下にある事業者Bが2010年以降、2022年12月13日まで公共工事（吉野地区土地区画整理事業・市の公園造成）で出た建設残土について鹿児島市の許可を受けずに盛土を実施。

4. 擁壁について

- (1) 上記の件について、2019年7月、鹿児島地方裁判所において調停委員から市道の擁壁を見るように言われ確認したところ、擁壁の7メートルにわたる破壊を確認。事業者Aが隣地の買収に伴い、2020年2月初めに測量を実施。同事業者の代理人に擁壁を修理するよう依頼。2020年秋頃、吉野工事事務所が来訪し擁壁破壊を確認したが、何もせず放置。
- (2) 2021年2月、土地利用調整課職員が無許可盛土の現場を確認。側溝を確認後、グレーチングにしたらいとのことで吉野工事事務所に連絡しておくとのことであった。その後、鹿児島市の対応がないことから、2024年7月24日、同事務所に直接連絡。同事務所職員が2024年11月に応急処置。
- (3) 2025年3月4日、道路管理課に市道の擁壁破壊について報告。

5. 都市計画課における風致地区内行為許可書の不正交付について

- (1) 2021年8月7日（8時53分～9時7分）、事業者Bが吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土について盛土をしていたことから、2021年8月9日に土地利用調整課に連絡した。2021年8月10日17時に土地利用調整課職員、都市計画課職員、事業者Bの社長が盛土の現場に集合しており、両課職員が「事業者Bは盛土をしていないと言っている」と言って怒鳴って事業者Bと一緒にになって詰め寄ってきた。同社長に盛土の事実を確認しようとしたが、都市計画課職員に「業者の方が帰れなくなる」と言われ阻止され、同社長とは会話ができなかった。
- (2) 2021年8月16日10時35分に仮屋議員から連絡があり、盛土の件で同年2月18日に同議員に報告書として事業者Bが盛土をしている現場写真を提出したにもかかわらず、「盛土はしていない。自分でやれ」と怒鳴ってきた。

(3)上記のように仮屋議員までも虚偽の説明をしており、2021年10月14日及び同年11月9日に木・竹の伐採や造成工事を事業者Aがしていたことから、110番通報して県警を呼んだ。県警から市の関係者を呼ぶよう依頼があり連絡した結果、土地利用調整課職員が盛土の現場に到着。県警が来たことにより、その後は盛土をしなくなったが、鹿児島市は盛土の撤去等の行政指導は何もしていない。

(4)上記の件に関し、本条例第2条によると、風致地区内で宅地の造成や屋外における土石の堆積等の行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならないと定められているが、事業者Bは条例に反し、土砂の搬入・堆積の許可を得ていなかった。吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土を頻繁に堆積させることから、その都度、都市計画課に連絡。同課及び土地利用調整課職員もそのたびに盛土の現場を見に来ているにもかかわらず、2021年12月20日付で風致地区内行為許可書を交付している。

6. 事業者Aの宅地造成及び土砂搬入行為の行政認可等について

(1)事業者Aの土地は、鹿児島市が指定する寺山風致地区に属している。風致地区とは、都市の中の樹林地や水面などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるため、都市計画法に基づいて定められた地区である。本条例第2条によると、風致地区内で宅地の造成や屋外における土石の堆積等の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと定められているが、同事業者は条例に反し、宅地造成及び土砂搬入について許可を得ていない。

(2)さらに、事業者Aの土地は鹿児島市が指定する宅地造成工事規制区域に属している。同事業者の土地は宅地造成等規制法第2条第1項第1号によると宅地に該当し、同事業者の宅地造成及び土砂搬入行為は、同項第3号及び宅地造成等規制法施行令第3条第2号もしくは第4号に該当し、同法第8条第1項に基づき、都道府県知事（鹿児島市長）の許可を受ける必要があるが、法律に反し、同事業者は同許可を得ていない。また、同法第16条第1項によると、宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者等は、宅地造成に伴う災害が生じないように、その宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないと定められているにもかかわらず、同事業者は市道の擁壁を7メートルにわたり破壊し、十分な安全対策を施さないまま吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土の搬入を続けた結果、私の土地に建設残土が流入し、被害を発生させたものである。鹿児島市が市道の管理を適切にしていれば、このような事故は未然に防げたはずである。

7. 鹿児島行政監視行政相談センターについて

本件について、鹿児島市が何も対応しないことから、県警（鹿児島中央警察署）に裁判所の調停申立書及び本条例等を持参し説明した。文書解析係の解析の結果、「鹿児島市がなすべきことであり、我々にはできない」とのことであり、鹿児島行政監視行政相談センターに行くよう勧められ、訪問した。同センターにも上記調停申立書及び本条例等を説明した結果、同センターから本件に対応すべく都市計画課及び土地利用調整課に連絡していただいたが、何もせず放置。

8. 市民相談センターについて

(1)2023年3月23日、市民相談センターから「都市計画課によると、本条例について本市在籍の弁護士が判例を集めており、調べた結果、鹿児島市は行政訴訟に負けない。本市は行政訴

訟に負けない事案については対応しないことが基本である」と言われている。これでは、新規に条例を議会に諮り、条例を作る意味がないと言わざるを得ない（市民相談センター職員及び総務課職員からは行政訴訟をするように言われている）。

- (2) 2025年3月19日、「わたしの提言」を提出したときに市民相談センター職員から「簡単な案件は鹿児島市は対応しないこととなっている」と言われているが、何が簡単なのか不明。また、対応方法については、「担当課で教えてくれる」とのことであるが、担当課は「弁護士とやるように」と言っている。

9. 弁護士の見解

本件について、担当弁護士及び弁護士会の弁護士11名に聞いたが、「罰金の条項があるため対応できない」と言われている。また、2023年4月28日14時に中原前議員が本市在籍の弁護士に確認したところ、「鹿児島市がなすべきことだ」と言われている。

10. 陳情事項

土地利用調整課からは、「事業者Aが無許可で盛土をした場所が崩壊し、花倉川に土砂が流入し、寺山炭窯跡に影響が出た場合には、鹿児島市としては言うところがないので土地所有者に言う」と言われている。よって、以下について陳情する。

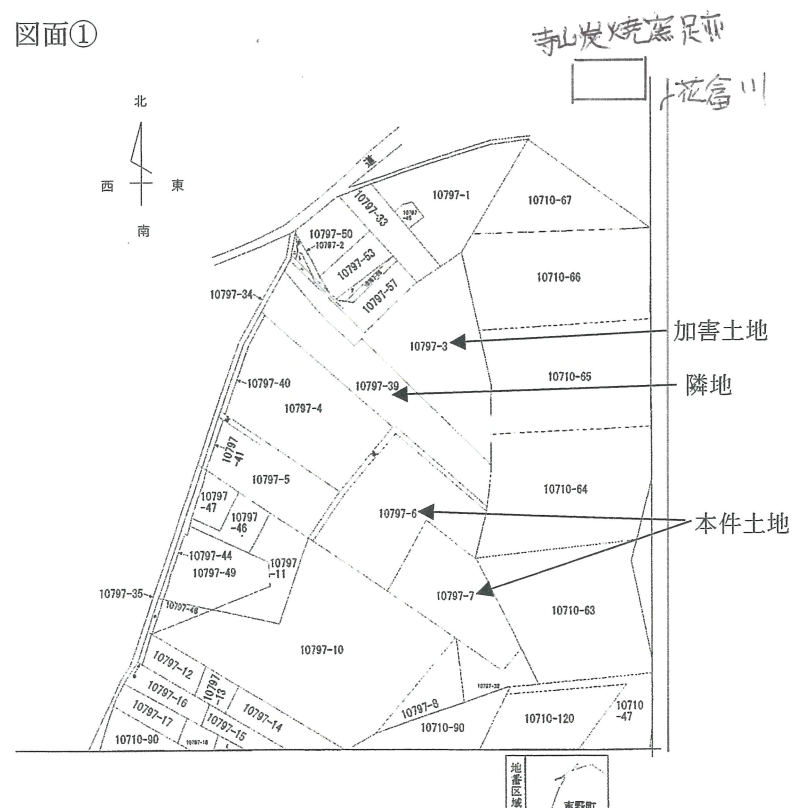
- (1) 吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土の無許可盛土は撤去すること。
- (2) 事業者Bに交付した風致地区内行為許可書は不正交付であることから取り消すこと。
- (3) 市道の擁壁は事業者Aが破壊したものであることから修理させること。
- (4) 無許可盛土であることから罰金を必ず徴収すること。
- (5) 弁護士等の費用を全額弁償すること。

1 土砂流出の事実について

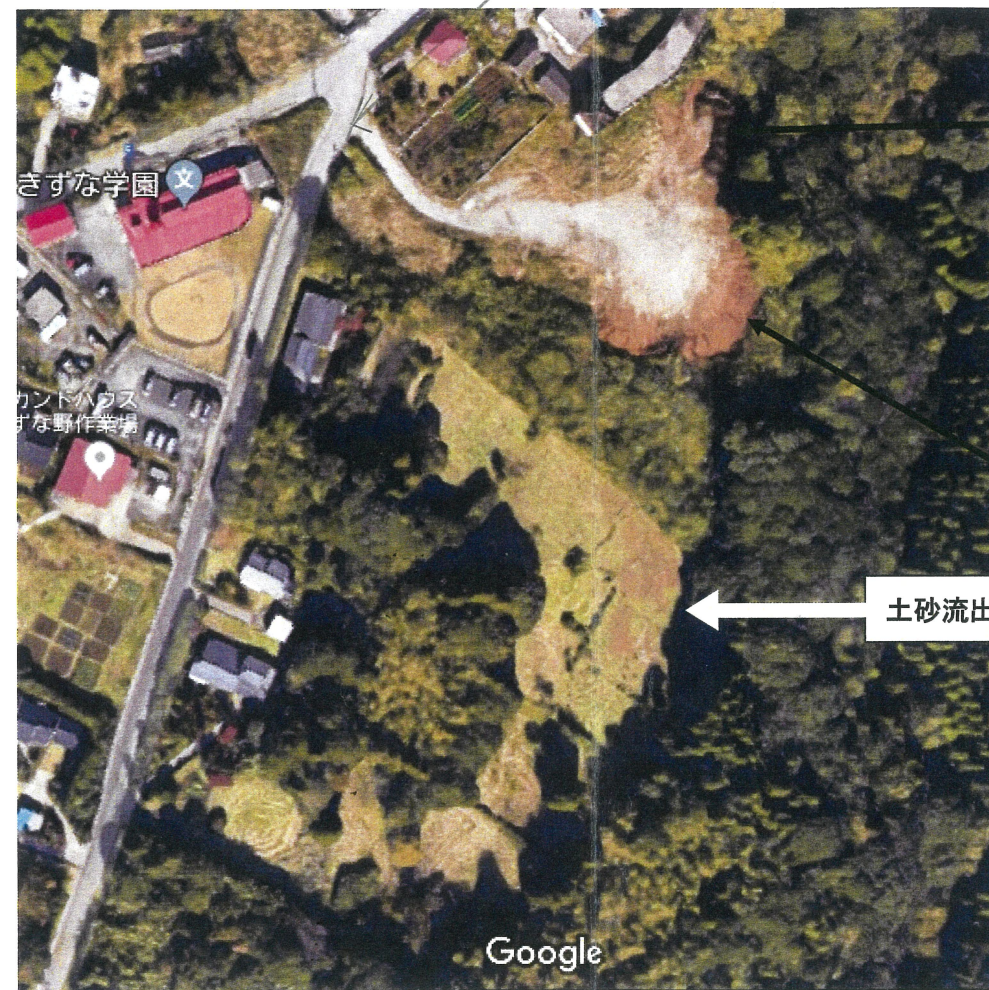
写真① 国土地理院地図 2010.9～1 撮影
電子国土 Web より



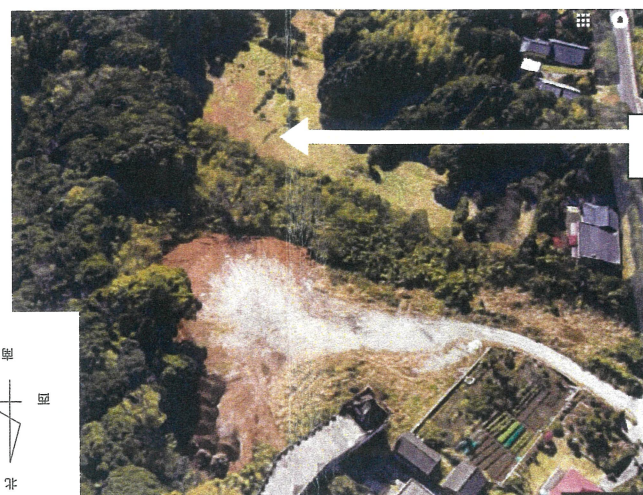
図面①



写真② 画像 2019Google より



写真③ 画像 2019Google より



写真④ 画像 2019Google より



写真⑤ 画像 2019Google より



写真⑥ 画像 2019Google より

